

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山元町長

市町村名 (市町村コード)	山元町 04362
地域名 (地域内農業集落名)	坂元地区 真庭、久保間、中山、下郷、町、上平、磯、中浜
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月15日、8月9日 (2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、全国と比較しても高齢化が加速化している状況にあり、今後(概ね10年後)離農する農業者や規模縮小する意向のある農業者が約3割おり、更なる耕作放棄地や遊休農地の増加も懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進める必要がある。

後継者については、今後(概ね10年後)継承しない農業者が約5割いる状況にあることから、新規就農者の確保・環境整備や企業参入により、産地を維持していくことが課題である。

農地利用条件については、山側の農地を中心に圃場条件の悪い農地や飛び地で耕作しづらい農地も多くあり、農地の集積化・集約化が必要である。また、鳥獣害による農作物被害が発生し、農業者の耕作意欲の減退にも繋がっている状況にあることから、国・県・町各種補助事業を活用するなど、継続的な支援が必要である。

【地域の基礎的データ】

農業者:341人(うち50歳代以下19人)※農林業センサス2020参照

町内農業法人数:24経営体

主な作物:水稲、大豆、そば、飼料作物、いちご、りんご、いちじく、ブルーベリー

(2) 地域における農業の将来の在り方

当町の農業情勢は益々厳しい状況にあり、今後は、合理的な生産体制の確立や複合経営の定着化及び生産性の向上が求められる。その取り組みのひとつが、作物の最適な管理及び安定的な生産が可能となるスマート農業であり、現在は農業生産法人を中心に取り組んでいるが、今後は担い手不足や高齢化等の課題に対応するため、関係機関と連携してスマート農業の普及促進に取り組み、農家の経営改善や生産の安定化を支援していくものとする。

また、いちごをはじめ、園芸産地としての地位を確立するとともに、農業経営の安定化を図るなど、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,850 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,665 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構(農地集積バンク)を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構(農地集積バンク)に貸し付け、担い手の経営意向に基づき、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等を推進する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械の導入等に対する支援するとともに、農業委員会と連携し、生産する農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業に必要な農業用機械の貸出や選果場を共同利用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣類被害が拡大しないよう防止柵導入を支援するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
- ③ 農業法人をはじめ、スマート農業の普及促進に取り組み、農家の経営改善や生産の安定化を支援する。
- ⑤ 地域おこし協力隊を活用し、後継者不足の解消に努める。
- ⑨ 生産された飼料用米・飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。